

米子市男女共同参画推進条例逐条解説

前文

女性と男性は、個人の尊重と法の下での平等をうたう日本国憲法に基づき、平等に人権を尊重されなければならない。

こうした認識の下、我が国においては、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の批准、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第103号）、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）等の関係法令の制定など、男女共同参画社会の実現に向けた取組がなされてきた。

米子市においても、人権尊重都市宣言を行うとともに、米子市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例（平成17年米子市条例第6号）を制定し、人権を尊重したまちづくりを推進する中で、男女共同参画についても、国及び鳥取県の施策とも連携しながら、様々な施策の推進に努めてきた。

しかしながら、様々な形態の暴力による人権侵害、また、性別による固定的な役割分担意識とそれに基づく社会通念、慣習等は依然として根強く残っており、男女共に人権が尊重される社会の実現には、いまだに多くの問題が存在する。

さらに、少子高齢化、家族形態の多様化、高度情報化、国際化、経済・産業構造の変化など、社会状況が著しく変化してきている今日では、すべての女性と男性が、多様な生き方を主体的に選択し、生きる喜びを享受することができる社会の形成がなお一層重要な課題となっている。

このような状況の中で、私たちは、男女がそれぞれ個性と能力を育み、これを発揮することができ、共に喜び、共に責任を分かち合う男女共同参画社会を実現するために更なる努力をしなければならない。

ここに、私たちは、市、市民及び事業者等が協働して、すべての人が一人のかけがえのない人間として尊重され、希望と誇りを持って充実した生活を送ることができる男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

【解説】

前文は、条例制定の理念や趣旨を明らかにするものです。

まず、男女共同参画の実現に向けた国と米子市の取組について触れています。次に男女共同参画の推進に対する課題を取り上げ、また現在の社会にとっての男女共同参画社会の実現の重要性を述べています。

それらを踏まえ、市、市民、事業者等の協働の下に男女共同参画社会の実現を目指すという趣旨を示しています。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定めることにより、市、市民及び事業者等が協働して男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

【解説】

男女共同参画推進に関する施策を、総合的かつ計画的に推進することにより、男女共同参画社会を実現するというこの条例の目的を定めています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、社会的及び文化的な利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシャル・ハラスメント 性的な言動により相手方の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によってその相手方に不利益を与えることをいう。
- (4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人等親密な関係にある者（親密な関係であった者を含む。）から受ける身体的、精神的、経済的又は性的な暴力をいう。
- (5) 市民 市内に居住し、通学し、又は通勤する者をいう。
- (6) 事業者等 市内において事業活動（非営利のものを含む）を行う法人その他の団体及び個人をいう。

【解説】

本条例に用いられている主要な用語及び重要な意味を持つ用語について定義を定めています。

(1)男女共同参画

基本法での定義に準じて「男女共同参画」の定義を定めています。男女が一人一人

の個性と能力を發揮し、職場、地域、学校、家庭など社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、それによって利益を享受することができ、また、責任を担うことをいいます。

(2)積極的改善措置

基本法での定義に準じて「積極的改善措置」の定義を定めています。

職場、地域、学校、家庭など、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内で、男女のいずれか一方に対して、社会のあらゆる分野における活動への参画についての機会を積極的に提供することをいい、男女どちらの側についても適用される措置です。

(3)セクシャル・ハラスメント

セクシャル・ハラスメントは相手の尊厳を傷つける人権侵害です。男女雇用機会均等法第11条では雇用の場に限定されていますが、本条例では、職場内に限定せず、地域、学校、家庭などあらゆる場において行ってはならない行為としています。

(4)ドメスティック・バイオレンス

男女共同参画社会の実現にとって、性別に起因する暴力行為の根絶は重要な課題であることから、殴るなどの身体的な暴力のほか、脅す、ののしるなどの精神的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、望まない性行為を強要するなどの性的暴力などを含めて定めています。

(5)市民

市内に居住している人だけでなく、市内にある事業所や学校に通勤、通学している人も含みます。

(6)事業者等

民間企業、公的機関、各種団体、グループなど、事業活動を行うあらゆる個人、法人、団体を含みます。

また、従業員が家族だけの自営業者、自治会、PTAなども含みます。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女の人権が尊重され、何人も、直接又は間接にかかわらず性別によるあらゆる差別的取扱いを受けないこと。
- (2) 男女が、互いの性を尊重し、性と生殖に関する健康と権利を認め合うこと。
- (3) 男女が、性別にかかわらず多様な生き方を選択することができ、個人として能力を発揮する機会が確保されること。
- (4) 社会における活動の選択に対して、性別による固定的な役割分担意識を反映した社会における制度又は慣行が影響を及ぼすことがないように配慮すること。
- (5) 男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における活動方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (6) 男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動の中で対等な役割を果たし、かつ、家庭生活における活動と経済活動、地域活動その他の社会活動とを両立して行うことができること。

【解説】

基本法の「基本理念」に準じて、男女共同参画の基本的な考え方を定めています。

- (1) 男女の人権の尊重は、男女共同参画を推進する上でその根底を成す基本理念です。セクシャル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスなどの直接的な差別だけでなく、表面的には男女で異なる取扱いを行っていない場合でも、結果として男女間で不利益を与える間接的な差別、また、差別の意図の有無にかかわらず結果として差別を容認することになる行為など、性別による差別的な取扱いを受けないことを定めています。
- (2) 男女が生涯にわたって身体的、精神的、社会的に健康に生活できるようお互いの性を尊重し認め合うことを定めています。特に、女性は妊娠や出産をする可能性があり、男性と異なる健康上の問題に直面することがあるため、自分の体や健康についての自らの判断及び決定が尊重されることが必要です。
- (3) 男女共同参画社会とは、男女が自らの意思によって、職場、地域、学校、家庭など、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保される社会であることから、男女が多様な生き方が選択でき、個人として能力を発揮する機会が確保されることを定めています。
- (4) 社会における制度又は慣行が、結果として就労などの活動の選択をしにくくするなどの偏った影響を与えるおそれがあることを踏まえ、男女共同参画社会の実現に当たって、社会的制度・慣行の及ぼす影響に配慮することを定めています。
- (5) 男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野において方針の立案及び決定に共同して参画することは、男女が均等に政治的、社会的及び文化的な利益を享受することができ、共に責任を担う男女共同参画社会の基盤を成すことであり、重要な意義を

持つことから基本理念として定めています。

- (6) 男女が共に職場、地域、学校、家庭など、社会のあらゆる活動に参加していくためには、男女が相互に協力するとともに、家庭生活と他の活動とを両立して行うことが重要であることから、基本理念として定めています。

社会の支援とは、保育所の充実、学童保育の充実、育児・介護休業制度を取得しやすくするための環境整備、ホームヘルパーの充実、その他様々な情報、サービスの提供などが考えられます。

(市の責務)

第4条 市は、前条各号に定める男女共同参画の推進についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、並びに国際社会及び国内の情勢を踏まえ、男女共同参画社会の実現の促進に関する施策(積極的改善措置に関するものを含む。以下同じ。)を策定し、及び実施しなければならない。

- 2 市は、男女共同参画社会の実現の促進に関する施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 市は、男女共同参画の推進に当たっては、市民、事業者等並びに国及び他の地方公共団体と協働して取り組むよう努めなければならない。

【解説】

男女共同参画の推進に関する市の責務を定めています。第3条の基本理念にのっとり、男女共同参画を推進するため、財政措置を含め、積極的改善措置を含む施策を策定・実施する責務があることを定めています。

また、施策の推進に当たっては、市民、事業者等、国及び他の地方自治体と協働して取り組むよう努めることも定めています。

(市民の責務)

第5条 市民は、男女共同参画に対する理解を深めるとともに、自ら進んで、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する男女共同参画社会の実現の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

男女共同参画の推進に関する市民の責務を定めています。男女共同参画の推進には、市民一人一人が認識と自覚を持ち、自らが社会のあらゆる場で積極的に行動することが必要不可欠なことから、これを市民の責務として定めています。また、市が実施する男女共同参画社会の実現の促進に関する施策への協力についての努力義務を定めています。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、男女共同参画に対する理解を深めるとともに、その活動において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者等は、市が実施する男女共同参画社会の実現の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

男女共同参画の推進に関する事業者等の責務を定めています。事業者等は、男女が共同して事業活動に携わることができるような環境や、仕事と家庭の両立が可能となるような条件の整備など、男女共同参画の推進に積極的に取り組むことが求められていることから、これを事業者等の責務として定めています。また、市が実施する男女共同参画社会の実現の促進に関する施策への協力についての努力義務を定めています。

(教育の場における男女共同参画の推進)

第7条 職場教育、学校教育、社会教育、家庭教育その他の教育に携わる者は、基本理念にのっとり、その教育の場において、男女共同参画の推進に努めなければならない。

【解説】

男女共同参画社会の実現のためには、教育・学習の果たす役割が重要であることから、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において行われる教育に携わる人は、その教育の場において、男女共同参画の推進に努めることを定めています。

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 何人も、いかなる場においても、性別による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、いかなる場においても、セクシャル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、ドメスティック・バイオレンスその他性別に起因する暴力行為を行ってはならない。

【解説】

職場、家庭、学校、地域などのあらゆる場において、男女共同参画を阻む性別による差別的取扱い、セクシャル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスについての禁止を定めています。

性別による差別的取扱いには、差別の意図の有無に関係なく、結果として差別となるものも含まれます。

(公衆に表示する情報についての配慮)

第9条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び差別的取扱い、セクシャル・ハラスメント並びにドメスティック・バイオレンスその他性別に起因する暴力行為を助長する表現を用いることのないよう配慮しなければならない。

【解説】

行政だけでなく、すべての人が、公衆に表示するもの（放送、印刷物の掲示・配布、口頭等）について、性別による固定的な役割分担意識や、異性に対する暴力等を助長したり、連想させる表現及び過度の性的表現をしないよう配慮しなければならないことを定めています。

表現の自由を尊重しつつも、過度の性的な表現などは、それ自体が権利の侵害であることを考慮する必要があります。

第2章 基本的施策

(米子市男女共同参画推進計画)

第10条 市は、男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定に基づき、市の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「男女共同参画推進計画」という。）を定めるものとする。

2 市長は、男女共同参画推進計画を定めるに当たっては、第19条第1項に規定する米子市男女共同参画推進審議会（以下この章において「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

3 市長は、男女共同参画推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、男女共同参画推進計画の変更について準用する。

【解説】

男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、基本計画を策定することを定めています。

本市では、平成15年に「米子市男女共同参画推進計画」を策定し、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を推進しています。

(施策の実施状況の公表)

第 1 1 条 市長は、毎年、男女共同参画社会の実現の促進に関する施策の実施状況を公表しなければならない。

【解説】

市が取り組む男女共同参画社会の実現の促進に関する施策の実施状況の公表は、男女共同参画に関する市民の意識や関心を高めるとともに、市民の意見を施策に反映させるために重要であることから、毎年、その公表を行うことを定めています。

(調査研究)

第 1 2 条 市は、男女共同参画社会の実現の促進のために必要な調査研究を行うものとする。
2 市長は、前項の規定による調査研究の結果を公表するものとする。

【解説】

男女共同参画を効果的に推進していくためには、国内外の動向や様々な施策の状況、市民意識等を把握し、反映させていくことが必要であるため、必要な調査研究を行うこと及びその結果を公表することを定めています。

(普及啓発)

第 1 3 条 市は、市民及び事業者等が男女共同参画社会の実現の促進に関する理解を深めるために必要な広報その他の普及啓発を行うものとする。

【解説】

男女共同参画を推進するためには、市民及び事業者等に十分に理解してもらう必要があることから、市は、広報活動などの必要な啓発活動を行うことを定めています。「その他の啓発」としては、講師の派遣、研修会の開催などがあります。

(推進体制の整備)

第14条 市は、男女共同参画社会の実現の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な体制を整備するものとする。

2 市は、市民及び市民により組織された団体による男女共同参画社会の実現の促進に関する取組を支援する活動拠点の整備に努めなければならない。

【解説】

男女共同参画の推進は、市全体で取り組む必要があることから、市において必要な体制を整備することを定めています。

また、男女共同参画社会の実現の促進に関する取組を支援するための拠点となる施設の整備に努めることを定めています。

(委員会等の委員の構成)

第15条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第1項の規定により市に置く委員会の委員及び同項の委員の任命若しくは選任又は同条第3項の規定により市の執行機関に置く附属機関の委員の任命若しくは委嘱に当たっては、男女いずれか一方の委員の数が、当該機関の委員の総数の10分の4未満とならないよう努めなければならない。

【解説】

市に設置する委員会、審議会等の委員の男女割合が一方の性に偏らないよう努めることで、男女の視点が反映されるよう配慮することを定めています。

(施策の立案及び決定への共同参画)

第16条 前条に規定するもののほか、市は、市の施策の立案及び決定に当たっては、男女が共同して参画する機会を確保するよう努めなければならない。

【解説】

市の施策の立案及び決定の場に男女が共に参画する機会を確保することにより、審議会等と同様、男女の視点が反映されることは、男女共同参画の推進にとって重要であることから、当該機会の確保に努めることを定めています。

(相談及び苦情への対応)

第17条 市は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害に関し、市民及び事業者等から相談の申出があった場合には、関係機関と連携し、適切に対応するよう努めなければならない。

2 市は、市が実施する施策について、市民及び事業者から男女共同参画の推進又は男女共同参画社会の実現の促進に影響を及ぼすと認められる旨の苦情の申出を受けた場合には、関係機関と連携し、適切に対応するよう努めなければならない。

3 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定による苦情への対応に当たり、審議会の意見を聴くことができる。

4 市長は、第2項の苦情について対応したときは、当該苦情の内容及び当該苦情への対応の内容を公表するものとする。

【解説】

男女共同参画の推進を阻害する人権の侵害に関して、市民及び事業者等から相談の申出があった場合、その相談の内容に応じて、関係機関と連携して適切に対応するよう努めることを定めています。

また、市が実施する施策について、市民及び事業者等から男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる旨の苦情の申出を受けた場合には、関係機関と連携して適切に対応するよう努めると共に、その苦情の内容及び苦情への対応について公表することを定めています。

「関係機関」としては、労働局雇用均等室などの国の機関、鳥取県男女共同参画センターなどの県の機関などが考えられます。

(市民及び事業者等への支援)

第18条 市は、市民及び事業者等による男女共同参画社会の実現の促進に関する活動に対し、情報の提供、学習の機会の提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 市は、男女が共に家庭生活における活動と職場、地域等における活動とを両立して行うことができるよう必要な支援を行うものとする。

【解説】

市民及び事業者等の男女共同参画社会の実現を促進するための活動に対して、市が情報の提供などの必要な支援を行うことを定めています。

「その他の必要な支援」としては、男女共同参画についての助言や資料の提供、講師の派遣などが考えられます。

また、男女共同参画の推進には、家庭生活における活動と職場や地域等での活動との両立ができるようにすることが非常に重要であることから、そのために必要な支援を行うことを定めています。

「必要な支援」としては、広報活動、研修会などの開催、育児や介護などへの支援などがあります。

第3章 米子市男女共同参画推進審議会

(設置等)

第19条 市における男女共同参画社会の実現の促進に関する施策の推進に関する事項を調査審議するため、米子市男女共同参画推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 男女共同参画推進計画に関する事項
- (2) 第17条第2項の苦情への対応に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の実現の促進に関する施策の推進に関する事項

3 前項に定めるもののほか、審議会は、男女共同参画社会の実現の促進に関する施策の実施について、市長に意見を述べることができる。

【解説】

男女共同参画の推進に関する事項について調査審議するため、市の附属機関としての米子市男女共同参画推進審議会の設置及びその所掌事務を定めています。

(組織)

第20条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 公募により選任された者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

3 審議会における第15条の規定の適用については、同条中「とならないよう努めなければならない」とあるのは、「であってはならない」とする。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

【解説】

審議会の組織について、委員の数、選任方法、男女の構成比、任期などを定めています。委員の数は15人以内とし、委員の構成では、男女いずれか一方の委員の数が10分の4未満であってはならないことを定めています。

(会長及び副会長)

第21条 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

【解説】

審議会の会長及び副会長の選任及びその職務について定めています。

(会議)

第22条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員の委嘱後初めての会議は、市長が招集する。
- 3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

【解説】

審議会の会議の招集、成立条件及び議事の決定に関する事項を定めています。

(部会)

第23条 審議会の審議すべき事項について個別に検討させるため、会長が必要があると認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長の指名する委員7人以内で構成する。
- 3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会における検討の経過及び結果を審議会に報告しなければならない。
- 5 前条(第2項を除く。)の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条第1項中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

【解説】

審議会において審議すべき事項を検討するために必要があるときは、部会を置くことができること、及び部会の会議に関する事項を定めています。

(委任)

第24条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

【解説】

この章に定めているもののほか、審議会に関して必要な事項については、市長が規則などで定めることとしました。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

【解説】

この条例の施行日を定めています。

(検討)

2 市長は、平成24年度末を目途として、この条例の規定及びその規定に基づく施策の実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

【解説】

この条例の規定に基づく施策の実施状況が、男女共同参画社会の実現の促進に当たり真に適当なものであるかどうかを、この条例の施行後においても検討し、平成24年度末を目途として、その検討結果に基づき、この条例の規定について必要な見直しを行うことを定めています。

(男女共同参画推進計画に関する経過措置)

3 この条例の施行の際現に策定されている米子市男女共同参画推進計画は、第10条第1項の規定により策定された男女共同参画推進計画とみなす。

【解説】

既に策定されている「米子市男女共同参画推進計画」について、第10条第1項で「定

めなければならない。」と規定されている「男女共同参画推進計画」とみなすことを定めています。

(米子市男女共同参画推進審議会条例の廃止)

- 4 米子市男女共同参画推進審議会条例(平成17年3月米子市条例第195号)は、廃止する。

【解説】

本条例の施行に伴い、米子市男女共同参画推進審議会の設置の根拠となる条例が本条例となることから、現在、同審議会の設置の根拠として制定している「米子市男女共同参画推進審議会条例」を廃止することとします。

(米子市男女共同参画推進審議会に関する経過措置)

- 5 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の米子市男女共同参画推進審議会条例(以下「旧審議会条例」という。)第3条第2項の規定により委嘱された米子市男女共同参画推進審議会の委員である者は、この条例の施行の日に、第20条第2項の規定により米子市男女共同参画推進審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、同日における旧審議会条例第3条第2項の規定により委嘱された米子市男女共同参画推進審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

【解説】

廃止する「米子市男女共同参画推進審議会条例」により設置されていた米子市男女共同参画推進審議会の委員を、引き続き本条例により設置する米子市男女共同参画推進審議会の委員とするための経過措置を定めています。